

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る企画競争説明書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同企画競争説明書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2019年3月20日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 企画競争説明書の配布】

企画競争説明書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 190018

国名：アフリカ地域 担当：産業開発・公共政策部

案件名：起業家支援に関する情報収集・確認調査

1 選定プロセス

- (1) 企画競争説明書等配布依頼書受付期間：2019年3月20日から2019年3月26日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 企画競争説明書等ダウンロード期間：2019年3月20日から2019年3月26日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2019年4月12日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：4月下旬
- (5) 契約交渉（予定）：4月下旬～5月上旬

2 業務の内容

(1) 背景 アフリカ諸国の産業振興・企業成長の主な阻害要因に、人的資源不足/高度人材の育成課題、金融・資本市場の未整備/金融アクセスの欠如などが挙げられる。JICAはアフリカの産業振興支援として、技術協力を通じアフリカ8か国でカイゼン普及を中心に人材を育成し、課題解決に向け活動を行ってきた。民間企業（特に担保を保有しないシード・アーリー期スタートアップ）の持続的成長には、従来の技術協力に加え、資金アクセス改善が必要だが、金融ファンドからの資金調達が一般的な先進国と異なり、アフリカ諸国の大半ではファンドからの資金調達は浸透していない。かかる背景のもと起業家支援のための金融ファンドの活用可能性を検討するもの。

(2) 目的 アフリカにおいて、シード・アーリー期を対象とした金融ファンド設立に向けた課題の整理を行うとともに、同ファンドの運用状況及び投資先企業のパフォーマンスについて分析を行い、今後民間主体の金融ファンドの増加に向けた提言をまとめることを目的とする。

(3) 事例対象国 カイゼンを含む産業人材育成プロジェクトを実施中の国（エチオピア、ケニア、タンザニア、ザンビア、カメルーン、ガーナ、チュニジア）を中心とするアフリカ諸国を想定

(4) 調査期間 第1フェーズ（2019年4月～2021年4月）を対象とする。第2フェーズ（2021年5月～2024年4月）、第3フェーズ（2024年5月～2027年4月）及び第4フェーズ（2027年5月～2031年4月）以降は、各々のフェーズの終了時点での条件が整うとともに、JICAの方針が継続した場合のみオプション契約を想定している。

本公示でのプロポーザルの評価は、第1フェーズから第4フェーズまでを対象とし、見積りも第1フェーズから第4フェーズまでの各フェーズ（期分け）を求めるものとする。

(5) 実施方針及び留意事項：本業務従事者は、ファンド組成・運営（無限責任組合員）に係る専門的見地から、自らが無限責任組合員となり、業務対象地域の起業家（シード及びアーリー期を想定）を投資対象としたファンドを現在もしくは、2020年8月までに組成し、運用を行うことを前提とした者からの提案に限られます。JICAは本ファンドに対する投融資を行わないとともに、何ら一切の責任をおいませぬ。本情報収集・確認調査において、研究実施に必要な経費の一部を負担し、指定した成果品の提出を求めることに留まります。（具体的な対象経費は入札説明書に明記予定）

3 条件等

(1) 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(2) 参加の制限

特になし。

4 契約期間（予定）

2019年5月中旬～2021年4月下旬

5 想定人月（予定）

14.34 M/M

以上